

令和 8 年度 八尾市国民健康保険特定保健指導等業務（集団健診）仕様書

本調達で委託する業務は以下のとおりとする。なお、本業務については単価契約とする。

1 業務概要

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）の規定に基づき、八尾市が指定する特定保健指導対象者、またはそれに準ずる 30 歳から 39 歳の保健指導対象者（以下、「特定保健指導等対象者」という。）に対し、対象者が自らの生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自ら導き出し、継続できるよう特定保健指導またはそれに準ずる保健指導（以下、「特定保健指導等」という。）を実施する。

2 対象者

八尾市国民健康保険被保険者のうち、八尾市が特定保健指導等対象者と決定した者または当日に把握できる情報をもとに特定保健指導等対象者と見込まれる者で、利用日においても引き続き八尾市国民健康保険の被保険者である者。

3 実施期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、実施期間内に特定保健指導等を開始したが、期間内に終了できない特定保健指導等利用申込者（以下「利用者」という。）に限り、当該特定保健指導等の終了する日までを引き続き実施期間とする。

4 実施内容

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」（平成 25 年厚生労働省告示第 91 号）を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム」（厚生労働省健康・生活衛生局）の最新版（以下「保健指導プログラム」という。）に沿って特定保健指導等を実施する。

（1）事前準備

ア 特定保健指導等事業計画書（様式 1）及び特定保健指導等従事者報告書（様式 2）を事業開始前に提出する。

イ 特定保健指導等実施者等が変更になった場合は、事由発生後 1 週間以内又は従事開始日のいずれかのうち早い期日に特定保健指導等従事者変更届（様式 3）及び特定保健指導等従事者報告書（様式 2）を八尾市に提出する。

ウ 動機付け支援又は積極的支援において、初回面接の分割実施、初回面接、利用者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実施計画の実績評価を行う者、特定保健指導等実施者及び特定保健指導等の業務を統括する者は、国等が実施する

一定の研修を修了し、修了後も適宜、特定保健指導等に関する研修を受講すること。

(2) 資格確認

初回面接の分割実施時または初回面接の当日に、利用者にマイナポータルの医療保険の資格情報画面、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれかの提示を求め、八尾市国民健康保険の被保険者であること（以下「資格」という。）を確認する。その後の支援においても資格を確認する。資格のない者に特定保健指導等を実施した場合には、実施と認めない。

(3) 特定保健指導等（動機付け支援及び積極的支援）の実施方法について

保健指導プログラムに基づき、下記内容を踏まえた上で、集団健診当日の健診結果（腹囲・BMI・血圧等）に基づいて、特定保健指導等対象者と見込まれる者に初回面接の分割実施、健診結果説明会で、初回面接の分割実施者を除く利用者に対して初回面接を行う。集団健診、健診結果説明会の実施日、定員については別記参照。

対面での面接を基本とするが、情報通信技術を活用した遠隔での面接（以下「オンライン面接」という。）も可能とする。オンライン面接の実施に当たっては、対面で行う場合と同程度の質が確保されるよう実施すること。なお、情報通信機器等については、受託者にて用意すること。

また、初回面接以降の継続的な支援（以下「継続支援」という。）の実施については、電話または電子メール、FAX、手紙等の様々な方法にて利用者との接触を図り、支援終了につなげるよう努めること。

ア 八尾市保健センター等での初回面接の分割実施または初回面接実施のために必要な専門職を2名以上派遣すること。また、円滑な業務遂行のために誘導員等必要な人員体制を確保すること。なお、オンライン面接を行う場合は、情報通信機器等の設置や接続、通信エラー等対応ができる者を会場に派遣すること。

イ 初回面接分割時は、健診実施の円滑な遂行のため、面接時間は20分程度に収めるよう努力すること。また、初回面接の分割実施者は後日、全ての健診結果を踏まえ、利用者に電話等で2回目支援を実施し行動計画を完成させること。

ウ 初回面接は1人20分以上の個別支援を基本とするが、利用者数によっては、八尾市と別途協議の上、1グループ（1グループおおむね8名以下）当たりおおむね80分以上のグループ支援も可能とする。グループ支援を行う場合は利用者の了解を得ること。その後の継続支援については個別支援と同じとする。

エ 特定保健指導等は、利用者本人に直接行う。ただし、障がい等の理由があり本人への直接の支援が困難な場合、八尾市との協議の上、支援方法を決定する。本人への直接の支援が困難であることを理由に実施を拒否することはできない。

オ 積極的支援における3か月以上の継続支援については、国基準で定めるアウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント以上の支援を実施するものとする。

カ 利用者が自宅で正しく体重及び腹囲の測定ができるように指導を行う。測定指導

は面接時間に含めない。

- キ 利用者の特定健康診査等の結果（八尾市の追加項目含む。）を記録し、支援に活用する。また、過去2年間の受診結果も指導で活用すること。
- ク 利用者が自身の生活を振り返り、改善方法を見いだせるように指導を行う。
- ケ 喫煙者については禁煙に対する必要な情報提供を行う。
- コ 健診結果、自覚症状、既往歴、治療歴を把握し、必要があれば医療機関への受療勧奨を行うとともに、支援に役立てることとする。なお、健診結果の受療勧奨の判断については、保健指導プログラムにおける「健診検査項目の保健指導判定値及び受診勧奨判定値」の受診勧奨判定値を参考とする。
- サ 支援方法により、利用者に携帯電話の利用等費用負担がある場合は、利用前に必ず利用者に文書などで説明すること。

（4）相談窓口の設置

特定保健指導等に関する相談窓口として、利用者が必要に応じて電話等で相談できる窓口を受託者において開設すること。

（5）実績評価

- ア 3か月以上の継続支援終了後に実績評価を行い、個人ごとに特定保健指導等支援実施報告書（任意様式）を作成し、八尾市の求めに応じて提出する。
- イ 特定保健指導等終了後にも利用者が相談できる八尾市の窓口を案内する。
- ウ 実績評価では、実施日時、支援形態、評価の実施者、評価できない場合の確認回数、腹囲、体重、血圧、生活習慣の改善（栄養・食生活、身体活動、喫煙）の項目を把握する。
- エ 3回以上の勧奨を行っても評価データが得られないために実績評価が完了できない場合は、利用者への確認・評価等の実施内容、実施日時を記録し、実績評価に代えることとする。ただし、積極的支援利用者においては、180ポイントの支援を実施していること。
- オ 次年度にも継続して健康診査等を受診するよう勧める。
- カ 実績評価の実施者は、初回面接を行った事業者が行うことを原則とする。

（6）脱落者の認定

- ア 継続支援の利用勧奨については、記録の残る方法で2回以上、異なる時間帯や曜日による電話での勧奨を3回以上行うこと。
- イ 初回面接2回目の利用勧奨後、または（5）エに該当しない者で継続支援の利用勧奨後、2か月を経過して参加の意思を示さない40歳から74歳の特定保健指導対象者については、脱落者として事業者で認定した上で大阪府国民健康保険団体連合会（以下「代行機関」という。）へ電子データで報告し、以降の特定保健指導は行わない。
- ウ 前項の者及び資格喪失等により脱落した者については、事業者にて脱落認定を行

う。また、30歳から39歳の保健指導対象者と40歳から74歳の特定保健指導の対象者を分けて記録し、それぞれの対象者ごとに特定保健指導等実施状況報告書（様式4）を脱落と認定してから1か月以内に八尾市に提出すること。

(7) 主治医との連携

ア 生活習慣病（高血圧症、脂質異常症、糖尿病等）以外の疾病について治療を行っている利用者に対しては、特定保健指導等開始時に実施の可否を主治医に確認するように支援する。また、健診結果から治療が必要な場合は受療勧奨を行うこと。

イ 特定保健指導等終了後、実施した特定保健指導等の内容について利用者を通じて主治医に情報を提供する。

ウ 生活習慣病（高血圧症、脂質異常症、糖尿病等）以外の疾病について治療が開始された利用者に対しては、特定保健指導等の継続について主治医への相談をすすめる。

(8) 報告

ア 月ごとの実施状況については、30歳から39歳の保健指導対象者と40歳から74歳の特定保健指導の対象者を分けて特定保健指導等事業実施状況報告書（様式4）を作成し、翌月末までに八尾市に提出すること。

イ 特定保健指導等については、厚生労働省の定める標準的なデータファイル仕様に基づき、40歳から74歳の特定保健指導の対象者のみ実施内容・結果等を電子データとして作成する。

ウ 上記イのとおり作成した電子データは、初回面接終了後、及び3か月後または評価終了後に代行機関に代行機関の指定する方法で提出すること。

エ 事業終了後、特定保健指導等の記録は八尾市が保管する。ただし、委託期間終了後1年間は事業者においても特定保健指導等の記録を保管する。それ以降は事業者で記録の保管は行わず、事業者の責任において適切な方法により確実に廃棄する。

(9) その他

ア 継続的な運動習慣を身につけてもらうことを目的として、八尾市が指定する市内運動施設の利用券（10回分（配付時期は、初回面接終了後に5回分、実績評価終了後に5回分の予定。))を希望する利用者に配付することとしており、事業者は、初回面接及び実績評価終了時に、運動施設利用の有無を確認し、希望する場合は利用者の利用券整理番号、希望する施設名について、八尾市へ電子メールで報告すること。

イ 受託にあたっては、特定保健指導機関番号を取得済であること。また、受託者は八尾市からの委託であることを十分認識し、丁寧な対応をすること。

なお、利用者とは委託業務従事者間の苦情等の対応は、原則として受託者の責任で行うこと。ただし、八尾市に引き継ぐ必要のあるものは、直ちに八尾市へ引き継ぐこと。

また、事後処理については、八尾市の指示に従うこと。

ウ 利用者の希望に応じて、可能な限り土日祝・夜間に実施できる対応を整えること。

- エ 利用者から特定保健指導等の内容に関する疑義の連絡があった場合は、八尾市の調査に応じること。
- オ 契約に際し、八尾市が了解した具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラムに変更がある場合には事前に八尾市の承諾を得ること。
- カ オンライン面接及び継続支援について、実施に必要な機器、通信は受託者が用意すること。利用者側の機器、通信は利用者本人が所持している物を使用することを原則とする。
- キ 受託者は本件業務を実施する際、感染症の感染拡大防止対策を徹底すること。
- ク 委託業務開始前に実施内容について八尾市と打合せを行う。また八尾市と受託者双方の求めに応じて実施期間中および業務完了時期に、実施状況の報告等を行うこと。
- ケ 一括再委託は認めない。一部再委託を行う場合は、事前に八尾市へ書面を提出し、承諾を得ること。
- コ 利用者に対する送付物や教材等の配布物については事前に八尾市へ提出し、送付や使用について承諾を得ること。
- サ 事業の実施状況について八尾市から照会があった場合には、速やかに報告を行うこと。
- シ 事業の実施に対し疑義が生じた場合には、八尾市に速やかに報告し指示に従うこと。
- ス 本仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定すること。また、決定した内容は遅滞なく履行すること。

5 実施基準

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）の「第2特定保健指導の外部委託に関する基準」を遵守する。

6 支払方法

(1) 特定保健指導

特定保健指導の委託料については、原則として代行機関へ請求し、代行機関より支払う。また、脱落者の委託料については、所定の様式で八尾市へ報告し、代行機関を通じて支払う。

(2) 30歳から39歳の保健指導

保健指導の委託料については、八尾市へ請求し、八尾市より支払う。また、脱落者の委託料についても同様に所定の様式で報告の上、八尾市へ請求し、八尾市より支払う。

7 予定数量

- (1) 動機付け支援：単価①（初回面接・実績評価）
予定数量 約 100 件
- (2) 積極的支援：単価②（初回面接・中間評価以降の継続的な支援・実績評価）
予定数量 約 40 件
- (3) 保健師等派遣費用：単価③（誘導員等必要な人件費含む）
25 回程度

※ 健診結果説明会で利用者がいない場合は、事前にその旨を事業者へ連絡するものとする。結果説明会当日にキャンセルが発生した場合においては、1 回あたりの保健師等の派遣費用のみ請求することができるものとする。

※ 支援の数量は予定であり、実施数を保証するものではない。

上記金額には利用者からの問い合わせ対応、利用者への勧奨業務、諸経費（打合せの費用や会場代など）を含む。

なお、動機付け支援及び積極的支援を脱落した場合、下記の単価を支払うものとする。

- (1) 動機付け支援：単価①
 - ・初回面接終了後：単価①の 7/10
- (2) 積極的支援：単価②（初回面接：4/10、継続支援：5/10、実績評価：1/10）
 - ・初回面接終了後：単価②の 4/10
 - ・継続支援終了後：単価②の 5/10
 - ・継続支援実施途中：単価②の 5/10 に支援計画ポイント数における実施済みポイント数の割合を乗じた金額

8 その他

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。個人情報の保護のため、プライバシーマーク等の公的な認証を受けているか個人情報保護方針の策定や公表を行っていること。

八尾市の実績（法定報告値）

特定健康診査

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	35,204人	32,926人	30,837人
受診者数	11,772人	11,142人	10,663人
受診率	33.4%	33.8%	34.6%

特定保健指導

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	1,479人	1,336人	1,289人
特定健康診査受診者数に占める対象者の割合	12.5%	11.9%	12.0%
終了者数	124人	119人	129人
実施率	8.4%	8.9%	10.0%

（内訳）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
動機付け支援	対象者数	1,062人	961人	892人
	終了者数	109人	84人	107人
積極的支援	対象者数	417人	375人	397人
	終了者数	15人	35人	22人

別記

令和8年度八尾市集団健診日程

	実施日	実施場所	健（検）診当日の 受診受付時間
1	6月14日(日)	久宝寺愛の郷	9時～11時30分
2	6月24日(水)	保健センター	
3	6月25日(木)	保健センター	
4	6月27日(土)	竹淵コミュニティセンター	
5	7月28日(火)	保健センター	
6	7月29日(水)	保健センター	
7	9月26日(土)	志紀コミュニティセンター	
8	9月29日(火)	保健センター	
9	10月27日(火)	保健センター	
10	10月28日(水)	保健センター	
11	11月7日(土)	曙川東小学校	
12	11月14日(土)	大正コミュニティセンター	
13	11月19日(木)	保健センター	
14	11月20日(金)	保健センター	
15	12月17日(木)	保健センター	
16	12月18日(金)	保健センター	
17	令和9年2月16日(火)	保健センター	
18	令和9年2月17日(水)	保健センター	

※定員は各回 80 名。特定保健指導等対象見込者は 1 回あたり、受診者の 1 割程度。

※会場の都合により、特定保健指導等を実施出来ない場合もあります。

令和8年度八尾市集団健診結果説明会日程

	実施日	実施場所
1	7月12日(日)	久宝寺愛の郷
2	7月25日(土)	竹淵コミュニティセンター
3	10月30日(金)	志紀コミュニティセンター
4	12月5日(土)	曙川東小学校
5	12月12日(土)	大正コミュニティセンター
6	令和9年3月7日(日)	南高安コミュニティセンター

※会場の都合により、特定保健指導等を実施出来ない場合があります。

※現状の予定です。変更・詳細が決まりましたら別途調整いたします。

※結果説明会の実施は午前・午後いずれか半日を予定しております。

ただし、令和9年3月7日(日)は午前・午後ともに実施をいたします。